

No.	移転先部署名	別表 項番	1法令上の根拠	2用途	3移転する情報	4対象となる本人 の数	5本人の範囲	6移転方法	7時期・頻度
1	資産税課	24	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、地方税法20条の11	納税義務者管理	業種、事業場所、個人事業主	1万人以上10万人未満	所有者、納税義務者	庁内連携システム	異動の都度
2	納税課	24	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、地方税法	収納データ管理	氏名、住所、課税状況等	10万人以上100万人未満	納税義務者	庁内連携システム	随時
3	社会福祉課	23	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、生活保護法29条	所得の確認	所得額	1万人未満	要保護者及び被保護者(廃ケース含む)等	庁内連携システム	保護の決定、変更等の都度
4	社会福祉課	95	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、中国残留法人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	収入調査	所得額、所得割額等	1万人未満	支援給付者	庁内連携システム	年一回
5	高齢福祉課	61	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、老人福祉法、つくば市老人福祉法施行細則	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	虐待等により生活上問題があり、かつ経済的に困窮していると判断すべき申請者	庁内連携システム	申請の度度
6	こども政策課	56	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、児童扶養手当法施行規則第1条	手当額の判定	所得額、控除額、扶養人数等	一万人未満	受給者、配偶者、扶養義務者	庁内連携システム	認定、現況、各種変更届出時
7	こども政策課	81	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、児童手当法施行規則第1条の4、第11条	所得制限範囲内の判定	所得額、控除額、扶養人数等	1万人以上10万人未満	受給者、配偶者	庁内連携システム	認定(随時)、現況(年一回)受給状況に変更があった場合(随時)
8	国民健康保険課	44	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、国民健康保険法、つくば市国民健康保険税条例	国保税算定等	収入額、所得額、被扶養者等 住登外課税対象者情報	1万人以上10万人未満	国民健康保険被保険者、擬制世帯者	庁内連携システム・その他	随時
9	医療年金課	番号法第9条第2項に基づく条例	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条、第5条(別表第二第18の項)、児童福祉法、子ども子育て支援法、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例施行規則	所得制限該当確認	所得額、控除額、被扶養者等	1万人以上10万人未満	受給者、所得判定対象者	庁内連携システム	申請、更新時
10	医療年金課	85	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療保険料算定、医療費一部負担金算定等	収入額、所得額、課税所得等	1万人以上10万人未満	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯員	庁内連携システム	資格取得喪失変更等の都度
11	医療年金課	46	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、国民年金施行令第1条の2	国民年金届出、申請等	収入額、所得額、課税所得、被扶養者など	1万人以上10万人未満	国民年金被保険者、受給者	庁内連携システム	申請の都度
12	介護保険課	100	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、介護保険法、介護保険法施行法、介護保健法施行令	介護保険料算定等	収入額、所得額、課税所得額、被扶養者等	1万人以上10万人未満	被保険者及び世帯員	庁内連携システム	毎月
13	健康増進課	14、70	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、地方税法、つくば市税条例、つくば市税条例施行規則、母子保健法第21条の4	階層認定	収入額、所得額、所得割額、所得税額	1万人未満	養育医療給付事業申請者	庁内連携システム	申請受付時
14	障害福祉課	9	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、児童福祉法施行規則第18条の6	障害児通所支援負担上限額を算定するため	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者と同一世帯に属する者の市町村民税課税状況	庁内連携システム	申請の都度
15	障害福祉課	21	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、身体障害者福祉法第38条	行政措置に要する費用の算定のため	所得額、所得割額等	一万人未満	措置対象者及び扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度
16	障害福祉課	51	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、知的障害者福祉法第27条	行政措置に要する費用の算定のため	所得額、所得割額等	1万人未満	措置対象者及び扶養義務者	庁内連携システム	申請の都度
17	障害福祉課	67	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条・第23条	支給制限確認のため	所得額、控除額等	1万人未満	受給者、配偶者、扶養義務者	庁内連携システム	申請及び認定、所得状況届の提出の都度

No.	移転先部署名	別表項番	1法令上の根拠	2用途	3移転する情報	4対象となる本人の数	5本人の範囲	6移転方法	7時期・頻度
18	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法第76条	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の配偶者、生活維持者等	庁内連携システム	申請の都度
19	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法第78条、つくば市障害者日常生活用具給付事業実施要綱	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の保護者等	庁内連携システム	申請の都度
20	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法施行規則第35条	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、受給者の保護者等	庁内連携システム	申請の都度
21	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市障害者移動支援サービス利用費助成金支給要綱第5条第1項	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者の世帯全員	庁内連携システム	申請時
22	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市障害者日中一時預かりサービス利用助成金支給要綱第5条第1項	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者の世帯全員	庁内連携システム	申請時
23	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給要綱第5条第1項	自己負担額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者の世帯全員	庁内連携システム	申請時
24	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、つくば市障害者センター条例	利用料免除要件の確認	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者、家族	庁内連携システム	申請時
25	障害福祉課	117	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、障害者総合支援法施行規則第7条	障害福祉サービスの給付費の利用者負担上限額の算定	所得額、所得割額等	1万人未満	受給者及び配偶者(受給決定者が障害児の保護者である場合は当該保護者と同一世帯の者)	庁内連携システム	申請の都度
26	幼児保育課	127	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、第4条、第5条(別表第二第18の項)、児童福祉法、子ども子育て支援法、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例、つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例施行規則	入所児童の保育料算定 放課後児童室使用料免除決定	所得額、所得割額、課税状況	1万人未満	保護者の所得確認	庁内連携システム	申請や変更があったとき
27	住宅政策課	27	つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条・第5条、公営住宅法第34条	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令に定めるもの	市県民税課税情報	1万人未満	入居者等	庁内連携システム	申請の都度